

食品衛生トピックス 《2014/08/11》

○新指定添加物「グルタミルバリルグリシン」について

平成26年8月8日付けで、食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格が改正され、新たに食品添加物として「グルタミルバリルグリシン」が指定されました。

【改正内容】

- 1 「グルタミルバリルグリシン」が規則別表第一（指定添加物）に追加されたこと。
- 2 「グルタミルバリルグリシン」の成分規格が設定され、試薬・試液等が改正されたこと。
- 3 「グルタミルバリルグリシン」の使用基準は設定しない。

【施行・適用期日】

公布日から施行される。

【運用上の注意】

「グルタミルバリルグリシン」の使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知すること。

【参考】

- 1 グルタミルバリルグリシンは、コク味付与機能を有する調味料とされている。
- 2 グルタミルバリルグリシンはスープやスナックといったコク味が好まれる食品の他アイスクリーム、チーズやヨーグルトなど様々な食品に対して平均15～80ppmの濃度での使用が想定される。